

3 組合

一 全国配置家庭薬製造業者懇話会の設

立

昭和二十二年

全国配置家庭薬製造業者懇話会設立趣意書

配置家庭薬製造業者は戦前同業大団体を以て全国配置
売薬業団体連合会を結成し常に緊密なる連絡を保ち斯業
の向上発展を計り以て戦時中、統制経済への転換に伴う
工業組合の設立に依り、改めて日本配置売薬工業組合連
合会を設立し一致協力して斯業の確立とその使命の達成
に邁進して参りましたが、売薬営業整備実施と統制の強
化に依り已むなく之を解消し現在に到った次第でありま
す。

3 組 合
しかし配置家庭薬はその製造上特に販売上複雑多岐に
渉る業態をなすものであります。各業者とも文字通り同

性共為の関連のある特異の業態にあり、我々当業者は時
々必要に応じて会同し関係事案に対し意見の交換を遂げ
一致協力して斯業の向上進展を策して以て使命達成に邁
進しなければならぬと存する次第であります。

特に終戦後の昨今業界の情勢は一層その要を痛感する
実状にあるのであります。

就きましては我々年に三度会同を復活し改めて全国配
置家庭薬製造業者懇話会(仮称)を設立し目的の達成を
計りたく左記の通り第一回の会同を催すことに成りまし
たから……(中略)……奮って御参加御賛同下さいませよ
う切に懇願申上げる次第であります。

昭和二十二年二月十五日

全国配置家庭薬製造業者懇話会 発起人

滋賀県関係業者有志

富山県関係業者有志

奈良県関係業者有志

佐賀・徳島・岡山・富山・滋賀・奈良関係業者

各位

(第一回懇話会は昭和二十三年二月二十五日午後一時から大津市滋賀町の近江会館で開催された)

(増田弥内氏蔵)

二 医薬品製造業者名簿

昭和二十二年

大和合同製薬株式会社

高市郡越智岡村兵庫九四八

創業昭和十八年十月一日

社長 増田弥内

大和檀原製薬株式会社

高市郡畝傍町大字四条四九の三

創業昭和十九年一月八日

専務 中村宗美

日本製薬株式会社

高市郡八木町八木五二〇

創業昭和十九年一月二十七日

社長 森田福賢

協和製薬株式会社

南葛城郡御所町一二〇

創業昭和十年八月二十七日

社長 奥村正信

大和内外製薬株式会社

南葛城郡御所町七八三

創業昭和十九年一月二十九日

社長 森本覚次郎

大和共同製薬株式会社

南葛城郡葛村大字今住三九三

創業昭和十九年四月一日

社長 米田助正

大和中央製薬株式会社

磯城郡耳成村大字内膳一五七

創業昭和十九年二月二十七日

社長 松原利左衛門

大和東亜製薬株式会社

吉野郡大淀町大字檜垣本六五

創業昭和十九年二月十日

社長 仲川房次郎

〔家庭薬全書〕昭和二十一年三月三十一日現在

三 県立医専に薬学専門部設置の協議

昭和二十四年

薬友会々長会議にて奈良県立医専に薬学専門部設置について協議、二〇〇万円資金調達の内、配置部門三〇万円寄付割当賛成する。

〔葛葉友会のあゆみ〕葛葉友会

四 奈良県製薬協同組合の設立

昭和二十四年

奈良県製薬協同組合定款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行ない、組合員の公正な経済活動の機会を確保し、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を

図り共同施設を中心に経営の合理化を図りまたは取引条件の改善競争力の維持培養を目的とする。

(名 称)

第二条 本組合は、奈良県製薬協同組合と称す。

(区 域)

第三条 本組合の地区は、奈良県の地域とする。

(事務所所在地)

第四条 本組合は、主たる事務所を奈良県御所市六〇五番地の一〇に置き従たる事務所(分室)を奈良県橿原市久米町九二〇番地(奈良県薬業会館内)に置く。

(公示の方法)

第五条 本組合の公告は、本組合の揭示場に揭示する。

(規 約)

第六条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第二章 事 業

(事 業)

第七条 本組合は、第一条の目的を達成するため、次の

事業を行なう。

(一) 組合員の製薬用原料、資材の共同購入ならびにその斡旋。

(二) 組合員の製品の販売および組合員のためにする共同受注。

(三) 組合員の製品原料資材の輸出及びその斡旋。

(四) 組合員の製品原料資材の輸出及びその斡旋。

(五) 組合員の福利厚生に関する事業。

(六) 組合員の事業に関する共同設備の設置。

(七) 組合員に対する事業資金の貸付け(手形割引を含む)及び組合員のためにするその借入。

(八) 商工組合中央金庫、南都銀行本支店、三和銀行本支店財団法人奈良県信用保証協会および国民金融公

庫奈良支所に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする組合員に対するその債務の取立て。

(九) 組合員の経済的地位の向上のためにする団体協約の締結。

(十) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供。

(出) 関係官庁の諮問に対する答申並に斯業に関する意見の答申。

(丑) 前各号の事業に附帯する事業。

第三章 組合員

(組合員の資格)

第八条 本組合の組合員たる資格を有するものは、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(一) 製薬を行なう事業者であること。

(二) 組合の地域内に製造所を有すること。

(加入)

第九条 組合員たる資格を有するものは、本組合の承認を得て、組合に加入することができる。

二 本組合は、加入の申込があったときは、理事会の議決によってその諾否を決する。

(加入者の出資の払込および加入手数料)

第十条 前項の第一項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込をしなければならぬ。ただし持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

二 前項本文の加入者からは、加入手数料を徴収することができない。

三 加入手数料の額は、総会に於て定める。

(相続加入)

第十一条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の一人が相続開始後三〇日以内に加入の申出をしたときは、前二条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

二 前項の規定により加入の申出をしようとするものは、他の相続人の同意書及びこれらの者の戸籍謄本又は抄本も添付して提出しなければならない。

(自由脱退)

3 組 第十二条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

二 前項の通知は、事業年度の末日の九〇日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

(除名)

第十三条 本組合は、中小企業等協同組合法(以下法という)第十九条第二項に定めるもののほか次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(一) 本組合の事業の利用につき不正の行為のあった組合員。

(二) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあった組合員。

(三) 犯罪その他信用を失う行為のあった組合員。

(脱退者の持分の払戻し)

第十四条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは当該出資から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減

額した額)を限度として持分を払いもどすものとする。
ただし、除名による場合はその半額とする。

(使用料または手数料)

第十五条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

二 前項の使用料または手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第十六条 本組合は、その行なう事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため組合員に経費を賦課することができる。

二 前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第十七条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいて出資口数の減少を請求することができる。

(一) 事業を休止したとき

(二) 事業の一部を廃止したとき

(三) その他特にやむを得ない理由があるとき

二 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

三 出資口数の減少については、第十四条(脱退者の持分の払いもどし)の規定を準用する。

(届 出)

第十八条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、一週間以内に本組合に届け出なければならない。

(一) 氏名、名称または組合員が法人となるときはその事業を執行する代表役員の氏名を変更したとき

(二) 製造所の所在地を変更したとき

(三) 事業又は種類を変更したとき

(四) 事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止したとき

(五) 資本の額または出資の総額が五、〇〇〇万円を超えるか、常時使用する従業員の数が三〇〇人を超えるとき。

(過怠金)

第十九条 本組合は、各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(一) 第七条第九号に違反した組合員

(二) 第十三条第一号、第二号に掲げる行為のあった組合員

(三) 前条の規定による届出をせずまたは虚疑の届出をした組合員

第四章 出資および持分

(出資一口の金額)

第二十条 出資一口の金額を五千円とする。

(出資の払込)

第二十一条 出資は、現金をもって一時に全額を払込まなければならない。

3 組 (延滞金)

第二十二条 出資金の払込を怠った組合員はその払込むべき金額に対し払込期日の翌日から払込完了の日まで

日歩四銭の割合で延滞金を支払はなければならない。

(持分)

第二十三条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

第五章 役員、顧問、評議員及び職員

(役員の定数)

第二十四条 本組合に次の役員を置く。

理事 一六名以上二〇名以内

監事 三名または四名

(理事長、副理事長および専務理事の選任と職務)

第二十五条 理事のうち一人を理事長、二人を副理事長、

一人を専務理事とし理事会に於て選任する。

二 理事長は、本組合を代表して本組合の業務を執行する。

三 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務代理し、理事長が欠員のときはその

職務を行なう。

四 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、本組合の常務を執行し理事長、副理事長事故があるときはその職務を代理し理事長、副理事長ともに欠員のとときはその職務を行なう。

五 理事長、副理事長および専務理事共に事故または欠員のとときは理事会において理事のうちからその代理者または代行者一人を定める。

(役員任期)

第二十六条 本組合の役員任期は次の通りとする。

理事 二年

監事 二年

二 補欠(定数増加に伴う場合の補充を含む。)のため選挙された役員任期は、現任者の残任期間とする。

三 理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において新に選挙された役員任期は、第一項に規定する任期とする。

四 任期の満了または辞任した役員は、新に選挙され

た役員が就任するまでなお役員職務を行なう。

(員外役員)

第二十七条 役員のうち、組合員または組合員たる法人の役員でないものは、理事については一人をこえることができない。

(監事の職務)

第二十八条 監事は、いつでも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写し、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

二 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは組合の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員忠実義務)

第二十九条 理事及び監事は、法令、定款および規約の定めならびに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第三十条 役員は、総会において選挙する。

- 二 役員選挙は、単記無記名投票により行なう。
- 三 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

(役員報酬)

第三十一条 役員に対する報酬及び支出の方法は、総会の議決を経て別に定める。ただし専務理事は有給とする。

(顧問および相談役)

第三十二条 本組合に顧問および相談役を置くことができる。

- 二 顧問、相談役は、学識経験あるもの又は組合に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て委嘱する。

三 相談役の職務については、中小企業等協同組合法第四十三条顧問の規定を準用する。

組 (評議員)

第三十三条 本組合に評議員若干名を置く。

- 二 評議員は、組合員または組合員たる法人の業務を執行する役員のうちから、理事会の推せんしたるものにつき委嘱する。

三 評議員の任期は、二年とする。

四 評議員は、理事会の諮問に応ずる。

(参事会計主任)

第三十四条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

二 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会に於て決する。

(職員)

第三十五条 本組合に次の職員を置くことができる。

- 主事及び書記 若干名
- 技師及び技手 若干名

第六章 総会及び理事会

(総会の招集)

第三十六条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

二 通常総会は、毎事業年度終了後二ヶ月以内に、臨

時総会は、必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第三十七条 総会の招集は、会日の十日前までに会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を記載した書面を組合員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第三十八条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族(現に組合の事業に従事しているものに限る)もしくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければならない。

二 代理人が代理する組合員の数は、四人までとする。

(総会の定足数)

第三十九条 総会の議事は法で定めるもののほか組合員の半数以上が出席しその議決権の過半数で決するもの

とし可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議長)

第四十条 総会の議長は、総会毎に、出席した組合員または、組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第四十一条 総会においては、出席した組合員(書面または代理人により議決権又は選挙権を行う者を除く)の三分の二以上の同意を得たときに限り、第三十七条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項について議決することができる。

(総会の議決事項)

第四十二条 総会においては、法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (一) 借入金額の最高限度
- (二) 一組合員に対する貸付金(手形割引を含む。)および一組合員のためにする債務保証金額の最高限度
- (三) 其の他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第四十三条 総会の議事録は、議長および出席した理事が作成し、少くとも次に掲げる事項を記載してこれに署名するものとする。

(一) 開会の日時および場所

(二) 組員数およびその出席者数

(三) 議事の経過の要領

(四) 議案別の議決の結果（可決または否決の別および賛否の議決権数）

（理事会の招集）

第四十四条 理事会は、理事長が招集する。

二 理事長が事故または欠員のときは、副理事長が、

理事長および副理事長がともに事故または欠員のと

きは、専務理事が、理事長、副理事長および専務理

事がともに事故または欠員のときは、あらかじめ理

事会において定めた順位にしたがい他の理事が招集する。

三 理事が、必要あると認めるときは何時でも理事長

に対し、理事会を招集すべきことを請求することが

できる。

四 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から五日以内に、正当な理由のないのに理事長が理事会の招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

第四十五条 理事会の招集は、会日の七日前までに日時および場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事会員の同意あるときは、招集の手続を省略することができる。

（理事会の議事）

第四十六条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

（理事会の書面議決）

第四十七条 理事はやむを得ない事由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

（理事会の議決事項）

第四十八条 理事会は、法または定款で定めるもののほ

か、次の事項を議決する。

(一) 総会に提出する議案

(二) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長および議事録)

第四十九条 理事会においては、理事長がその議長となる。

二 理事会の議事録については、第四十三条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条約第十四号中(可決または可否の別および賛否の議決権数)とあるのは(可決または否決の別、賛否の議決権)ならびに賛成した理事および反対した理事の氏名)と読み替えるものとする。

第七章 会 計

(事業年度)

第五十条 本組合の事業年度は、一年とし、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第五十一条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまで、毎事業年度の利益剰余金の十分の一以上を

準備金として積立てるものとする。

二 前項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第五十二条 本組合は、加入手数料、増口金減資差益(第十四条ただし書の規定によって払いもどしをしな金額を含む)は、資本準備金として積立てるものとする。

(再評価積立金)

第五十三条 本組合は、資金を再評価したときは、再評価差額を再評価積立金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第五十四条 本組合は、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を特別積立金として積立てるものとする。

二 特別積立金は損失の填補に充てるものとする。ただし総会の議決により臨時緊急の費用に充てること

ができる。

(法定繰越金)

第五十五条 本組合は、第七条第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二〇分の一以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金及び繰越金)

第五十六条 一事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし第五十一条の法定利益準備金、第五十四条の規定による特別積立金および前条の規定による繰越金ならびに納税引当金を控除して剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、または翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

3 組 合
第五十七条 剰余金の配当は、総会の議決を経て、年一割の範囲内において毎事業年度の終りにおける組合員の出資額に応じてし、なお剰余金があるときは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に

応じてするものとする。

二 剰余金の配当の計算については第二十三条第二項

(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第五十八条 損失金のでん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金、再評価積立金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第五十九条 本組合は、事業年度毎に、職員退職給与引当金として、給与総額の十分の一以上を計上する。

(奈良県製薬協同組合定款)

五 医薬品製造業者名簿

昭和二十五年

高市製薬有限会社

高市郡高市村大字野口四八

昭和二十四年度奈一号

朝日製薬株式会社

大和高田市曾大根町大字五〇〇

昭和二十四年度奈二号

共和製薬株式会社

磯城郡三輪町大字三輪四五〇	昭和二十四年度奈三号	和平製薬株式会社	
同和製薬株式会社		北葛城郡新庄町大字新庄一七七	昭和二十四年度奈十四号
南葛城郡御所町大字一五三の一	昭和二十四年度奈四号	ワキ製薬株式会社	
川田製薬株式会社		大和高田市大字高田三一二	昭和二十四年度奈十五号
高市郡高取町大字下土佐五五〇	昭和二十四年度奈五号	南都製薬有限公司	
森本製薬株式会社		高市郡鴨公村大字別所四二	昭和二十四年度奈十六号
南葛城郡御所町大字一五四七	昭和二十四年度奈六号	近畿化学工業株式会社研究所	
西川製薬株式会社		高市郡高取町大字清水谷七一四	昭和二十四年度奈十七号
南葛城郡御所町大字六三〇	昭和二十四年度奈七号	株式会社爽丹薬舗	
神農製薬工業有限公司		高市郡今井町大字今井四八	昭和二十四年度奈十八号
高市郡高市村大字橋二九	昭和二十四年度奈八号	有限公司脇本萬金堂	
南国民製薬株式会社		高市郡高市村大字野口三一七	昭和二十四年度奈十九号
南葛城郡葛村大字奉膳二二二	昭和二十四年度奈九号	光誠製薬株式会社	
三笠製薬株式会社		南葛城郡忍海村大字柳原八二九	昭和二十四年度奈二十号
南葛城郡大正村大字檜原一八八四	昭和二十四年度奈十号	株式会社岡村愛寿堂	
養寿堂製薬株式会社		高市郡高取町大字清水谷一〇四一	昭和二十四年度奈二十一号
高市郡高取町大字清水谷一〇五五	昭和二十四年度奈十一号	協和製薬株式会社	
岸田薬品工業株式会社		南葛城郡御所町一二〇	昭和二十四年度奈二十二号
南葛城郡掖上村大字芽原二四四	昭和二十四年度奈十二号	吉田膏業株式会社	
達摩堂製薬株式会社		高市郡鴨公村大字別所六三	昭和二十四年度奈二十三号
磯城郡平野村大字満田四五二	昭和二十四年度奈十三号		

光洋製薬株式会社

高市郡船倉村大字丹生谷四七八 昭和二十四年度奈二十四号

豊島製薬株式会社

高市郡高取町大字清水谷一〇一七

昭和二十四年度奈二十五号

高松製薬株式会社

南葛城郡忍海村大字柳原四六一 昭和二十四年度奈二十六号

国際薬品産業株式会社

生駒郡北倭村字上三七

昭和二十四年度奈二十七号

吉原製薬株式会社

高市郡飛鳥村大字豊浦六六

昭和二十四年度奈二十八号

帝国製薬株式会社

生駒郡生駒町大字谷田一一二三 昭和二十四年度奈二十九号

株式会社きぬや薬舗

南葛城郡葛村大字今住四七五 昭和二十四年度奈三十号

株式会社延命堂製薬所

高市郡真菅村大字小槻六一 昭和二十四年度奈三十一号

大和中央製薬株式会社

磯城郡耳成村大字内膳一五七 昭和二十四年度奈三十二号

仁星製薬株式会社

北葛城郡馬見村大字大塚六九三 昭和二十四年度奈三十三号

東亜製薬株式会社

吉野郡大淀町大字檜垣本六五 昭和二十四年度奈三十四号

金剛製薬合資会社

北葛城郡志都美村大字畠田一三二四

昭和二十四年度奈三十五号

大峰山陀羅尼助製薬有限公司

吉野郡天川村大字洞川二〇四 昭和二十四年度奈三十六号

長生製薬株式会社

磯城郡香久山大字南浦八七三 昭和二十四年度奈三十七号

暁製薬株式会社

高市郡鴨公村大字繩手二〇七 昭和二十四年度奈三十八号

日本製薬株式会社

高市郡八木町大字八木五二〇 昭和二十四年度奈三十九号

新生薬品工業株式会社

高市郡高取町大字清水谷一〇二八 昭和二十四年度奈四十号

三和製薬株式会社

南葛城郡御所町一五五一 昭和二十四年度奈四十一号

ダイワ製薬株式会社

高市郡今井町大字今井三四三 昭和二十四年度奈四十二号

株式会社山村真祐堂

高市郡高取町大字下子鳥三八七 昭和二十四年度奈四十三号

共立薬品工業株式会社

高市郡高取町大字清水谷一〇八五

昭和二十四年度奈四十四号

株式会社藤井利三郎薬房

吉野郡吉野町大字吉野山二四一三

昭和二十四年度奈四十五号

東洋薬品工業株式会社

南葛城郡吐田郷村大字名柄三四五

昭和二十四年度奈四十六号

東洋製薬有限公司

高市郡鴨公村大字繩手二〇七

株式会社岩崎釣鐘鳥居堂

高市郡新沢村大字一の一三四九

大峯堂薬品工業株式会社

高市郡天満村大字根成柿五七四

株式会社三光丸本店

南葛城郡葛村大字今住六〇六

回生堂製薬株式会社

南葛城郡掖上村大字柏原一七四三

昭和二十四年度奈五十二号

大和櫃原製薬株式会社

高市郡畝傍町大字大久保

恒川三郎

生駒郡富雄村大字大和田五二九 昭和二十四年度奈五十四号

当麻寺中之坊松村実照

北葛城郡当麻村大字当麻

田村薬品工業株式会社

南葛城郡大正村大字東松本二九一

延寿製薬株式会社

高市郡高取町大字清水谷一〇七一

寧薬化学工業株式会社

大和高田市三倉堂馬場前十一

株式会社治平堂本店

南葛城郡葛城村大字南郷一五八八

棚田貞儀

南葛城郡大正村大字櫛羅一一〇三

齊藤信一

高市郡高取町大字清水谷一〇七〇

昭和二十四年度奈六十二号

昭和二十四年度奈五十九号

昭和二十四年度奈六十一号

昭和二十四年度奈六十二号

薬王製薬株式会社

磯城郡田原本町大字二四五 昭和二十四年度奈六十三号

マルナカ医薬品工業株式会社

高市郡阪合村大字檜前四三四 昭和二十四年度奈六十四号

池尻製薬株式会社

高市郡高取町大字下子島三八六 昭和二十四年度奈六十五号

吉田製薬株式会社

葛城郡北新庄町大字東室三四 昭和二十四年度奈六十六号

畝傍製薬有限会社

高市郡畝傍町大字畝傍一八九 昭和二十四年度奈六十七号

株式会社大毎代理部薬品部

南葛城郡葛村大字今住六七 昭和二十四年度奈六十八号

中村製薬株式会社

高市郡船倉村大字丹生谷三一一一

船倉製薬株式会社 昭和二十四年度奈六十九号

高市郡船倉村大字市尾九〇五

美吉野製薬株式会社 昭和二十四年度奈七十号

吉野郡大淀町大字大岩六九二

丸太中島製薬株式会社 昭和二十四年度奈七十一号

南葛城郡葛村大字今住一七〇

昭和二十四年度奈七十二号

川西製薬株式会社

高市郡高取町大字下土佐二九六 昭和二十四年度奈七十三号

成光薬品工業株式会社

北葛城郡馬見村大字大塚七三九 昭和二十四年度奈七十四号

三誠製薬株式会社

北葛城郡磐城村大字長尾一三四 昭和二十四年度奈七十五号

平和製薬株式会社

高市郡高取町大字下土佐三八一 昭和二十四年度奈七十六号

奈良製薬株式会社

奈良市紀寺町大字草小路九一六 昭和二十四年度奈七十七号

太陽堂製薬株式会社

高市郡高取町大字下子島三七三 昭和二十四年度奈七十八号

株式会社 中田製薬所

高市郡今井町大字今井六一の一

金陽製薬株式会社 昭和二十四年度奈七十九号

宇智郡五條町大字二見一六八

大和内外製薬株式会社 昭和二十四年度奈八十号

南葛城郡御所町七八三

大師製薬株式会社 昭和二十四年度奈八十一号

高市郡畝傍町大字四分二二四

昭和二十四年度奈八十二号

3 組 合

株式会社丹平商会

宇陀郡三本松村大字三本松四一五五

昭和二十四年度奈八十三号

吉野製薬株式会社

吉野郡大淀町大字新野三五六

昭和二十四年度奈九十七号

中井正司

宇智郡野原町大字原三三四

昭和二十四年度奈八十四号

日本医薬品製造株式会社

南葛城郡葛村大字古瀬一八

昭和二十四年度奈九十八号

日研製薬株式会社

北葛城郡新庄町大字疋田三〇の一

昭和二十四年度奈八十五号

高田製薬株式会社

大和高田市大字高田一五四四

昭和二十四年度奈九十九号

奥田忠治

増田製薬株式会社

高市郡新沢村大字川西四二九

昭和二十四年度奈八十六号

生駒郡平群村大字樫原五三〇

昭和二十四年度奈一〇二号

福井元運

大和合同製薬株式会社

高市郡新沢村大字川西四一〇

昭和二十四年度奈八十七号

高市郡高取町大字清水谷四八六

昭和二十四年度奈一〇三号

山下 弘

の場薬品工業株式会社

高市郡高取町大字下土佐三四三

昭和二十四年度奈八十九号

南葛城郡御所町大字一五二

昭和二十四年度奈一四二号

日進化学工業株式会社

喜多薬品工業株式会社

高市郡越智岡村大字東木四九七

昭和二十四年度奈九十号

奈良市紀寺町九七七

昭和二十四年度奈一四三号

日新製薬株式会社

壺阪製薬株式会社

高市郡高取町大字上土佐一一三

昭和二十四年度奈九十一号

高市郡今井町今井六二〇

昭和二十四年度奈一四四号

株式会社ハッピー商会

中外製薬株式会社

南葛城郡御所町大字一一三五

昭和二十四年度奈九十二号

生駒郡生駒町大字山崎一四四

昭和二十四年度奈一四六号

中和製薬所

高橋千代

高市郡天満村大字出二

昭和二十四年度奈一四九号

六 奈良県家庭薬配置商業協同組合の設

立

昭和二十五年

組合設立の経緯

家庭薬を企業化したのは、元禄時代であり、葛村地区より農家の副業として県内から大阪(河内)へと置き薬として市場を伸展し、文久三年に任意的な組合規約を作った。慶応年間(一八六五～一八六七)に入って富山の業者との競合が起り始め業者間協約をなした。

明治に入り業者が急速に増加、先進富山に比肩するまでになった。明治四十四年県物産重要産業の指定を期に大和売薬同業組合を創立した。当時の組合員は六二〇名であった。大正の終りより昭和の初期、業界は活況を呈し、製薬業及び配置販売に従事する者一万人に達した後継者養成のため、昭和五年組合立『薬学校』を設立開校(橿原市見瀬町に二年制)、昭和十一年にこれを『県立薬学商業学校』(三年制)として、昭和十九年廃校に至るまで

多くの子弟を送り出した。

一方海外に伸ばそうとする気運が生じ、昭和八年同志により『大和売薬満蒙輸出組合』を設立し、現在の中国東北地区への輸出を目的とした『協和製薬公司』を設立、現地にも工場並びに販売組織を設けた。大戦に入り、昭和十七年売薬営業整備要綱が出たため、組合に整備委員会を設け数百の製薬業を十社に統合、また、昭和十八年五月、奈良県配置売薬商業組合を設立し、生產品の共同購入、配置販売業務の統制を行った。製薬業と販売業が各々独立した組合を設立、活動を始めたため昭和十九年「大和売薬同業組合」を解散。昭和十八年三月薬事法が制定せられ『売薬』という名称が消え、『家庭薬』という名称が確立した。

戦争末期には召集と徴用により業界は停顿状態にあった。しかし、戦後業者の復帰とともに活気が出てきたが無秩序状態であったため再編に入り、昭和二十五年二月『奈良県家庭薬配置商業協同組合』の設立の運びとなり、五月二十五日設立、現在に至る。(以下略)

七 奈良県家庭薬振興協議会会則

昭和二十五年

第一条 本会は奈良県家庭薬振興協議会と称する。

第二条 本会は奈良県製薬協同組合、奈良県家庭薬配置商業協同組合、奈良県薬剤師協会及び奈良県家庭薬卸業組合より選出したる左の委員をもって構成する。

- 一 奈良県製薬協同組合 十七名
- 二 奈良県家庭薬配置商業協同組合 十三名
- 三 奈良県薬剤師協会 五名
- 四 奈良県家庭薬卸業組合 五名

第三条 本会は奈良県家庭薬の振興について調査、協議を行い、家庭薬の品質向上、優良品の生産及び適正販売を期するを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するために左の事業を行う。

組 一 製薬振興についての基礎調査及び研究に関する

こと。

二 製品の品質鑑査に関すること。

三 生産及び販売の不良不正行為の防止に関すること。

四 原料、資材の適否並に適正使用に関すること。

五 処方、包装等の改善に関すること。

六 生産設備の整備に関すること。

七 工場衛生の向上に関すること。

八 配置販売面の適正育成に関すること。

九 講習、講演会等開催に関すること。

十 家庭薬の展示、展覧会に出陳及び宣伝に関すること。

十一 企業経営の指導に関すること。

十二 表彰に関すること。

十三 その他本会の目的達成に必要なこと。

第五条 委員の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

第六条 本会に委員長一名、副委員長一名をおく。

委員長、副委員長は委員の互選によって定める。

第七条 委員長は本会を代表し、会務を総理する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、副委員これを代理する。

第八条 本会に常任委員会、専門委員会及び地区委員会を設く。

常任委員若干名をおき委員の互選によって定める、常任委員会は月に一回以上これを開き、各種通達事項の連絡、調査及び研究を行う。

専門委員及び地区委員は夫々若干名を委員長これを委嘱する。専門委員会及び地区委員会は用に臨みて開くものとする。

第九条 本会は顧問若干名をおく。

第十条 委員会の招集は、委員長が行う。

第十一条 委員会の議長は委員長が当る。但し委員長事故あるときは、副委員長これに当る。

第十二条 委員会の議事録は議長が作製し、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び出席委員二名以上

署名するものとする。

一 開会の日時及び場所

二 出席者及び欠席者の数

三 議事の要領

四 議決した事項及び賛否の状況

第十三条 会議の議決は出席委員の過半数をもって決する。

可否同数なるときは議長の決するところによる。

第十四条 本会の経費は委員会の議決によって定める。

附則

第十五条 本会則は昭和二十五年九月十二日より実施する。

第十六条 本協議会の事務所を奈良県南葛城郡御所町七

一八番地奈良県製薬協同組合内におく。

(製薬協同組合)

八 奈良県配置薬金融審議会結成の趣意

書

昭和二十五年

奈良県配置薬金融審議会結成趣意書

本県製薬の振興発展策を結論的にいえば、当面の金融難打開にありとすることは、百にあまる製薬工場経営者と五、〇〇〇を超える配置販売業者が百パーセント、従業員二〇〇人未滿の所謂中小企業者であつて信用の薄弱、担保力の不足から金融機関の積極的援助を受けられなかつたに起因している。然しながら、これら中小企業者に唯一の援信機関である本県信用保証協会及び金融機関の協力を得て曾て融資に恵まれなかつた中小企業者を対象として円滑な資金の疎通を図つて貰ひ、いよいよ健全なる振興発展の助成を乞わんため標記金融審議会を結成して業者の実態を調査し信用度を高め担保力を強化し金融の円滑を期せんとするものである。

之が対象である懸場帳に就いて左に評述する。

- 一 家庭薬の配置懸場は本県林業と均しく殖産的であつて年々歳々太り行く財産である
- 二 懸場の維持育成は恒久的施設費を要する
- 三 懸場は皆伐をしないから投資の全面的回収が一時

に行われぬが間伐的の定期収入が確実である

四 懸場に投じたる資本は殆んど小売の配置販売であつて需要家は比較的農山漁村に散在して健全な取引先であるから貸倒れの危惧は全然ない

五 懸場は隠された懸外資産であつてしかも危険分散が行われているから災害による倒産の心配はない

六 家庭薬配置は薬事法により正しい軌道に乗る合理的販売であるだけ、法による保護が厚くそれだけ強味がある

七 家庭薬配置は莫大な広告費を要せずして年々に回を重ねて需要度を増す、旧得意となるに従い経営が合理化されて利潤が増加するから懸場価値が大きくなる

以上、本県家庭薬配置業者の懸場帳は担保価値の強力なるに鑑みて証券化を速かに実現して戦前の実績に復帰し本県の重要産業部門として依存せられて居る県経済を沾ほし再建日本の経済復興に帰与したのである。

九 奈良県配置薬金融審議会会則

奈良県配置薬金融審議会会則

第一条 本会は本県家庭配置薬者の信用力を強化し金融の円滑化を図り以て薬業の発展振興を期するため金融関係事項を審議査定するを目的とする。

第二条 本会は奈良県配置薬金融審議会と称し事務所を南葛城郡御所町奈良県家庭薬配置商業協同組合内に置く

第三条 本会は奈良県製薬協同組合員と奈良県家庭薬配置商業協同組合員中より選出したる委員を以て組織する

第四条 委員の定数は十一人以内とする。委員の任期は二年とする欠員を生じたる時の補欠者の任期は前任者の残任期間とする

第五条 委員の中から左の役員を互選する

3 会長一名、副会長一名

会長は本会を代表し会務を総理する

副会長は会長を補佐し会長事故あるときの職務を代理する

第六条 本会に職員を置くことができる。職員は役員の名を受けて庶務に従事する

第七条 本会は左の事項を行う

家庭薬配置販売者の求めに応じて融資上担保とする
懸場帳の価格査定

融資債務保証等に必要の審議

第八条 本会の議事は出席した委員の過半数を以て決定する可否同数の時は会長の決するところによる。

第九条 本会の必要な経費は融資金額に応じ徴収するものとす。

第一〇条 本会の運営に関する細則は別に之を定める。

第一一条 本会は決議の日から施行する。

奈良県配置薬金融審議会細則

第一条 本委員会に於て行う融資上担保とする懸場帳の信用調査評価査定は此の細則によるものとする。

第二条 融資に必要な懸場帳の信用調査書の作成を依頼し得る者は奈良県家庭薬配置商業協同組合にして奈良県製薬協同組合員より仕入を為す家庭薬配置販売業務とする。

第三条 前条の申込を受理したる審議会は毎週定例の委員会を開催して左記事項につき信用調査する

- 一 懸場の場所
- 二 懸場得意戸数
- 三 配置家庭薬の種類 何々外何方
- 四 配置薬価格概算金
- 五 最近壹ヶ年の取揚金総額
但し年 度廻り

二 前項の状態申告は懸場帳に記載の現状による。

第四条 配置薬の価格概算に関してはこれを供給する製薬業者の証明書を添付しなければならない。

二 審議会必要あったときは関係業者の立会聴取を求めることができる。

第五条 審議会において査定したる懸場帳の評価は信用

調査(様式別紙)に作成し融資の適否を決定の後奈良県信用保証協会又は金融業者に廻付する。

第六条 信用調査書作成に当つての担保物件は懸場帳を充てることを原則とする。

二 担保物として提供すべき懸場帳は公証役場の公正証書を以って代えることができる。

第七条 融資の限度及範囲は左に依る

- 一 最高限度一個人に対し金拾万円
- 二 融資期間は六ヶ月以内とする

三 融資の用途は配置販売に要する家庭薬の仕入付金

第八条 信用調査に要する費用は申込者の負担とし査定金額の十分の五の料金を納付すること。

第九条 第七条の三により家庭薬の仕入代金として受入れたる製薬業者からはその金額の千分の五を本会に納付すること。

第一〇条 懸場先の異動及配置薬数量が著しき変動を生じたるときは担保権実行の時に於ける実際価格に変更すること。

第一条 第三条第一項の各号に虚偽の事実を発見したる場合又は融資の本旨に反する行為及び融資中割済返還の債務不履行の場合は信用調査書を取消すものとす。

二 信用調査書を取消したるときは債務者は期間の利益を失い即時借入金を返済しなければならない。

信用調査依頼申込書

住所 市郡 町村 番地

氏名

奈良県配置薬金融審議会長 殿

今般事業資金として私所有の懸場帳担保に金融業者より借入いたしたく左記の通り資料を提出しますから御審議の上信用調査書を作成下されたく申込いたします。

記

合 一 借入金額 金 円

一 借入期間自昭和 年 月 日

至同 年 月 日

3 組 一 用途 家庭薬配置販売に要する仕入資金

一 元金償還方法

一 担保物件 家庭薬の懸場

内 訳

一 場所 府県

二 懸場得意戸数 氏外 口

三 配置家庭薬方数 外 方

四 配金薬価格概算金

五 最近一ヶ年間の取揚金

但し 年 度廻り

前項各号の詳細は懸場帳簿 冊に記載の通りとする。

一 懸場先きの異動及配置薬数量変動の場合は担保権実行の時における実際数を担保にするものとする。

一 懸場帳は質権者の為に公正役場の公正証書を以て代えるか又は、□が保管するものとする。

一 借入の場合は借入先き債務保証を受くる場合は保証先きの指図或は要求に応ずること。

添付書類

家庭薬製造業者又は販売業者の前年度仕入額証明書

以上

年月日

右

右申告事項の正確なることを証する

証人 住所

氏名

印

証人 住所

氏名

印

以下余白

資金融通規約

第一条 本組合定款第七条第三号及第四号により行う金融事業の執行は本規約に定めるところによる

二 本規約以外必要な事項は理事会の議決を経て定め
る

第二条 組合員に対する事業資金の貸付及び組合員の債

務保証は左に依るものとす

一 証書貸付

二 手形貸付

三 債務保証

二 前項の貸付及び債務の保証につき必要あるときは保証人を立たせ又は担保を提供させることができる

三 担保は懸場得意帳又は有価証券及び不動産を充てるものとする

四 担保物件の査定は奈良県配置薬金融審議会の信用調査書によるものとする。

五 保証人を必要とする場合の保証人は二人以上の連帯でなければならない

第三条 組合員は前条による事業資金借入又は組合員が自己の負担する債務につき本組合の保証を受けようとするときは、それぞれ所定の申込書を提出すること。

第四条 本組合は前条の規定による申込があったときは信用程度表を参酌し貸付金額及びその弁済方法を定める

二 債務保証の場合には債務の内容弁済方法代位弁済の已むなきに至ったときに至ったときの条件その他

債務保証に必要な事項を調査してその諾否を定める

三 前項により承諾を与へた本組合は組合員に対しその金融を申出により斡旋することができる

第五条 証券貸付の期限は一年以内とし償還の方法は定期又は月賦とする

二 手形貸付の期間は九十日以内とする

第六条 貸付金の利息は日歩四銭の範囲内において理事会の議決を経て定める

二 遅延利息は日歩〇銭とする

第七条 組合員が左の各号の一に該当するときは期限の利益を失うものとする

一 貸付の目的に反したとき

二 利息又は返還金の支払を怠ったとき

第八条 本組合の保証によって金融を受けた組合員が償還期限になってもその債務の一部又は全部を弁済し得ないときは本組合はその金融機関の請求により組合員に代わって、その金額を償還する

3 組 第九条 債務保証の保証料は保証金額に対し日歩一銭の

範囲内において理事会の議決を経て定める

二 前条による保証料は金融機関から借入が成立したときに徹する

第一〇条 本組合は組合員のために信用程度を作成し又は金融事業の執行に関し理事長の諮に答申する目的を以って信用評定委員会（以下単に委員会という）を置くことができる

第一一条 委員の定数は〇〇人とし総会又は総代会に於て選任する

二 委員の任期は二年とする但し再選を妨げない

三 不正の行為があり又は不適任と認められた委員については任期中であっても総会又は総代会の議決により解任することができる

第一二条 委員のうち一人を委員長とし委員の互選により定める

二 委員長は会務を総理し委員会の議長となる

三 委員長に事故あるときは委員の互選によってその代理者を定める

第二三条 委員会は委員長が招集する

第二四条 委員会は毎年五月又は十一月の二回定時委員会を定め信用程度表を作成する

二 委員長が必要と認めるとき又は理事長の諮問に応ずるため臨時委員会を開くことができる。

第一五条 委員会の議決は委員総数の三分の二以上が出席しその過半数で決する但し可否同数のときは議長の決するところによる。

第一六条 委員は常に組合員の信用状況に注意し信用程度表作成のための資料を蒐集し調査研究とするものとする

第一七条 委員はその職務に関し知得した信用の秘密を濫りに洩らしてはならない。

第一八条 委員会の議事につき自己又は特別の利害関係にある委員はその議事に加わることができない

(奈良県製薬協同組合)

一〇 奈良県製薬業者の金融

昭和二十六年

奈良県製薬業者の金融について

従来製薬業者の金融については各自直接銀行と交渉の上解決していたのと、一方昭和二十六年より始めた配置員に対する金融斡旋により多少潤って来たのであるが、之だけは充分と云い得ないのは勿論であるので、組合が如何に斡旋すれば金融機関より組合員に対し融資の道を開くことができるかについて早くより努力して来たが、今回国民金融公庫と交渉成立し奈良県製薬協同組合内に金融審議会を設けて、金融申込に対し慎重審議し国民金融公庫の協力機関的な存在として活躍することとなったので、愈々三十年代より万全を期して円滑な金融により製薬業界の発展に寄与し、金融機関側も積極的な家庭薬に対する認識と協力願へるよう期待したのである。

(奈良県製薬協同組合)

二 奈良県家庭薬卸業組合定款

昭和二十六年

奈良県家庭薬卸業組合定款

第一条 本組合は奈良県家庭薬卸業組合と称す。

第二条 本組合は奈良県下一円の家庭薬卸売業者を以て組織する。

第三条 本組合は御所支部、高取支部、南和支部に分け

組合本部事務所を奈良県○ 郡○ 町村に置く。

第四条 本組合は奈良県家庭薬卸売業者の結合体として販売に関する自主性を確立し併せて組合員相互の親睦を図る事を目的とする。

第五条 本組合は前条の目的を達成する為左の事業を行う(各支部に於て事業は其の都度理事長に報告するものとする)

イ、講習会

ロ、講演会

ハ、業権護持

3 組 合
ニ、その他必要なる事業

第六条 本組合に左の役員を置く。

理事長 一名

副理事長 二名

会計 二名

監事 二名

代議員 若干名(内正副議長一名宛)

但し代議員は各支部より左の規定に準拠し選出するものとする。

組合員 十名以下の支部 一名

組合員二十名以下の支部 二名

組合員三十名以下の支部 三名

第七条 役員任期は二ケ年とする。但し重任を妨げず。

第八条 役員は総会に於て選挙して定める。

第九条 理事長は本組合を代表し会務を総理する。

副理事長は理事長を補佐し理事長事故ある時は其の職務を代行する。

監事は本組合の業務及び会計を監査し代議員会及び総

会に報告するものとする。

第一〇条 本組合の役員は全部名誉職とする。但し代議員会の決議により実費弁償することができる。

第一一条 本組合は代議員会の決議により相談役、顧問を置くことができる。

第十二条 本組合の会議は総会、理事会及び代議員会とする。

定時総会は毎年一回理事長が招集し、臨時総会は、理事長必要と認むる時招集する。

理事会及び代議員会は必要に応じ理事長が招集する。

第十三条 決議は出席者の過半数の同意を以て為すものとする。

第十四条 本組合の事業及び会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第十五条 本組合の経費は組合費及び寄附金を以て之に充てる。組合費は左記に依る。

各支部の員数により各負担し支部長より納入するものとする。

第十六条 本組合の予算及び決算は総会に於て其の承認を受くるものとする。

第十七条 本組合の名誉を毀損し組合の目的に反する行為ある時は代議員会の議に附し除名することができる。

第十八条 本組合は左の事由に依り解散する。

一 総会の決議

二 本組合の破産

三 解散命令

本組合が解散したる時は理事長、副理事長が清算人となる。

第十九条 本定款に規定なき事項にして必要ある場合は代議会に図ってこれを定める。

第二十条 本定款の変更は総会に於て半数以上の同意をえてなすことができる。

附則 本定数は判定の日より之を施行する。

昭和二十六年一月十八日

(奈良県家庭菜卸業組合)

三 奈良県家庭薬卸協同組合の設立

昭和三十三年

奈良県知事 奥田良三殿

昭和三十三年六月二日

奈良県大和高田市大字高田三百貳拾三番地の一

奈良県家庭薬卸協同組合

奈良県大和高田市大字高田三百二拾三番地の一

森 田 正 善

中小企業等協同組合設立認可申請書

中小企業等協同組合法第二十七条の二第一項の規定により中小企業協同組合の設立の認可を受けたいので別紙の定款その他の必要書類を添えて申請します。

奈良県指令商第四七号の九

奈良県家庭薬卸協同組合

設立発起人代表 森 田 正 善

組 昭和三十三年六月二日申請の奈良県家庭薬卸協同組合

3 設立のことは、中小企業等協同組合法第二十七条の二第

一項の規定により認可する。

昭和三十三年六月十六日

奈良県知事 奥 田 良 三

(奈良県業務課)

三 家庭薬卸協同組合員名簿

昭和五十六年

店舗の名称	氏 名	備 考
京 田 生 興 薬 品	京 田 作 治 郎	相 談 役
長 瀬 薬 品 商 会	長 瀬 敏 雄	理 事
川 端 至 誠 堂 薬 房	川 端 茂 清	理 事
マ ル ゼ ン 医 薬 研 究 所	至 田 善 一	
能 瀬 薬 品	能 瀬 フ ミ 子	
上 辻 赤 心 堂 薬 舗	上 辻 俊 史	総 務
田 中 回 生 堂 薬 局	田 中 豊	副 理 事 長
西 村 平 和 堂 薬 舗	西 村 樽 義	理 事
岡 田 薬 房	岡 田 庄 市	理 事
御 所 薬 舗	瓜 阪 茂	理 事

壺 阪 製 薬 (株) 岩 郷 洋 一

マルナカ医薬品工業(株) 中 野 洋

(奈良県家庭薬卸協同組合)

一四 奈良の配置家庭薬求人要項

昭和二十六年

奈良県御所市七一七番地

奈良県家庭薬商工業組合

大和高田公共職業安定所

求 人 要 項

業界の歴史と現況の概要

気候温和で豊かな大和の地に古くから文化が発達した

ことは御存じの通りでありまして政治、文化、宗教と密

接な関係にあった医薬の技術も非常に発達いたしました

た。今から約千年前に既に宮中にくすりの役所を設け天

皇自らくすり狩り(薬草採集)の行事があり又宗教上の

施薬として役の行者のだらにすけや唐の僧侶によって医

3 組 薬品(奇効丸)の伝来等の事績よりみても明らかであり

ます。

之が逐次売ぐすりとなって元禄の世に至って民間の企

業となり、御免薬として全国に販路を拡め明治初期より

おきぐすりの大和売薬として発展し昭和に入り最も盛に

なり大戦まで家内工業即販売業者として中和地区一帯に

業者軒を連ねたのであります。

然しながら大戦中の企業統制によって壊滅的打撃を受

けたのであります。終戦と共に伝統ある業界はあらゆる

困難を乗り越え再び業を復活し現在製造業者一八〇社販

売業者約五、〇〇〇名(内従業員二、〇〇〇名)となりま

したが、尚戦前の半に達せない状態であり、大いに販路

を拡張しつゝあります。ため之に従事する人材が多数必要

であります。

本組合といたしましては第一線に立つ優秀なセールス

マンを求めて居りますので県内はもとより県外各地の皆

様に御理解を得多数の方々が求人に応募下さるよう御協

力を願う次第でございます。

求 人 者 奈良県家庭薬商工業組合求人部会

所在地 奈良県御所市御所町七一七番地(電

話御所局一〇二番)

順路 国鉄和歌山線 御所駅 近鉄南大阪

線御所駅下車

事業種類 配置家庭薬のセールスマン

現在の従業員数 組合全般 二、〇〇〇人(内県外者六

〇〇名)(事業所二人以上一五人就業)

就業条件 住込み(事業主宅)

旅先勤務につく場合は旅館又は借上

寮に宿泊、休日は週休制とし事業を

終り帰省の場合は休日とする

採用条件

性別 男

満十五歳一八歳

学歴 中学校卒業者及高等学校卒業者

体格 身長一、四五米以上 視力左右〇・

八以上 色盲不可身体強健者

其他 思想堅固品行方正にして勤労精神旺

盛なる者 転出証明書 戸籍抄本

健康診断書持参のこと

給与

初任給

中学卒業者一六、〇〇〇円

賞与

高校卒業者一七、〇〇〇円

昇給

年二回支給する

食費

定期昇給年一回 最低五〇〇円本人

その他

の技能より適時昇給

教育

月額三、〇〇〇円本人負担

娯楽

健康保険等の納付金は事業主及各人

教育

が負担する

娯楽

一 組合の合同施設において講習会

を

を開催し、薬事法規、薬物、衛

生、

商業、社会等の知識を習得さ

せる

二

医薬品の

娯楽、ラジオ、テレビ、観劇映

画等

一定の

配置販売とは

地域の固定した得意に医薬品

を預けておき数ヶ月後に廻商し使用された分の代金を収金し減少した薬及注文の薬を預けるのが業務であります

本業は景気に左右されることが少くセールスマンの人格能力により向上低下があつて商業としての妙味があり努力次第で収入が増加します

(配置家庭薬求人要項)

一五 奈良県配置家庭薬青年部結成

昭和三十八年

奈良県配置家庭薬青年部結成趣意書

合 今や我々業者は昔の行商販売にあらずして法律に依り配置販売業と言う裏付けが出来、我々配置員は誇りをもつてこの業に従事出来ることは誠に喜ばしい次第です。

組 3 そので考えねばならぬことは奈良県配置家庭薬は現状のままです。計らずも奈良県は近くに

商工業都市をひかえ毎年学校卒業者はほとんど都会へ流出し配置員の獲得には何処の帳主も頭をいためていることとでしよう。

年々衰微をたどる業界の危機は製造業者の危機でもあり、ひいては伝統ある県産業の大きな損失でもあります。茲に我々青年部は一致協力して経営の近代化とセールスの研究に力をそそぎ一人でも多く入会せられて、今後の商売にプラスになり売上増進を図るようつとめ、配置家庭薬の発展向上を期するものであります。

今後は御理解ある帳主始め、組合及各メーカーの方々並に県の薬務課の御協力と御指導を賜らんことを節にお願ひ申し上げます。

奈良県配置家庭薬青年部

発起人一同

(結成趣意書)

一六 奈良県薬業会館建設予定地の報道

昭和四十一年

昨年あたりから再び奈良県薬業界に薬業会館建設待望

の聲が今度は配置販売業者の人達の間から盛上がりつつあるが、配置員諸君の間からこの聲が挙がるのは、歴史的に見ても当然のことと思われる。そもそも事の起りは今から二十七年前、時の大和売薬同業組合の組長であった御所町在住の中島太兵衛氏が組合を代表して、当時日本紀元二千六百年祭事業の一環として橿原神宮境域拡張中に、組合の記念事業として時の三島県知事に土地の分譲方を願出で之が容れられたことから始まったもので、其後支那事変が始まり計らずも大東亞戦争に突入するなど国民生活が窮迫したので、ついに会館建設はそのまゝになって今日に到ったわけであるが、時に戦後二十年、国は復興し戦前に優る繁栄を見るに至っては他の各種産業が挙って大同団結し、業種毎に何々会館、何々センターなどと輪喚の美を誇る大建造物を建設して国民大衆に誇示する風潮を見ては奈良県の家庭薬配置販売業者として県内に業者の団結のシンボルたる薬業会館の建設を一途に思うのは無理からぬことと思われる。

そのことは、二十七年前の組長の名を以て時の知事に

陳情した理由書の中に明かに謳われているのである。

理 由 書

我が大和売薬は古来より特殊の配置販売により今日の発展を見たるものにして其方法たるや売子（一般行商人と称す）が全国津々浦々に出張して直接需要家を訪問して販売するものにして一年に二回或は二年に三回と殆んど定期的に同一行商人が廻商するものなり。従而行商人と華客との親しみは特に深く応待中には大和観光橿原神宮参拝の砌りは是非御立寄り下さい位の挨拶は何れの行商人も為す所なり。然るに従来の例を見るも組合員たる製造業者は大部分は神宮より遠隔の地にありて之が実現を見たるもの僅少にして華客を失望せしめたるもの頗る多き実情にあり。近時皇国精神の発揚により全国各地より建国大和の観光、聖地橿原神宮に参拝する男女学生生徒を始め善男善女は極めて多く邦家のため慶賀に堪えざる次第なり。而して之等参拝者は悉く我が大和売薬の需要者なりと謂うも敢えて過言に非ざるなり。組合は予ねてより之等華客大

衆の永年の御愛顧に酬い併せて倍旧の引立を希うため
聖地附近に売薬会館を建設し無料休憩所を設けて湯茶
の接待は素より簡易応急施療所を常設し又希望者には
附近の名所旧跡の案内を為す等の施設経営を考慮中に
ありしなり時偶神宮神域拡張の好機に際会し県御当局
格別の御高配に依り組合員年来の宿望を祝典記念会事
業として実現するを得ば我が大和売薬の発展は期して
待つべきもの誠に大なりと思料するものなり

而して売薬会館は前記施設と併せて組合員集合所を
設け同所内に内外各地の優良製品を陳列して組合員並
に参拝者の参考資料と為す外同所を広く一般の希望者
にも使用せしむ予定なり。依って之等施設を為すに当
り所要土地は少くとも壹百七十坪以上を所望するもの
なり。

こいねがわくは叙上の情状御参察の上願意御聴許相
賜度茲に事由の概要を具申仕る次第に御座候 以上

土地分譲申請書

今般挙行せらるる皇紀二千六百年祝典を機に記念事業

として当組合が予而計画中の大和売薬会館を聖地樞原
神宮表参道沿線に建設致度候条適當なる土地御分譲相
成度別紙理由書相添え此段申請候也

昭和十四年九月二十七日

南葛城郡御所町

大和売薬同業組合

組長 中島 太兵衛

奈良県知事 三島誠也殿

こうして、ついに聴許されたのが今日樞原神宮表参
道の傍に、草の生茂いたまゝ二十七年間放擲されて荒
れ果てている百七十五坪の土地である。

土地売渡証書

一 畝傍都市計画事業樞原土地区画整理(第壹換地区區
有第六拾壹号地百七拾五坪合) (別紙図面表示通)

右土地は金七千八百七拾五円也を以て左記条件に依
り貴殿に売渡申候也

昭和拾四年拾月 日

奈良県知事 三島 誠也

大和売薬同業組合

組長 中島太兵衛殿

皆さん、どう思いますか。

(米原忠治・稿『高田薬報』昭和四十一年八月一日)

一七 奈良県薬業会館・事務所建設の解

決

昭和四十四年

会館及び事務所建設問題解決す

永年の懸案であった建設問題が奈良県薬業関係者の不断の御努力に依って去る一月二十五日奈良県庁に於て奥田知事の御斡旋にて円満の裡に解決出来ました。

まことに慶賀にたえません。

左に示された通り了解成立しました。

第一 御所地区に所在する奈良県製薬協同組合及び奈良

県家庭薬配置商業協同組合(以下両協同組合という)

の事務所はおおむね現有の規模を維持するものとし

て同地区において改築する。

右の所要経費は次により支弁する。

(1) 千二百万円を両組合において拠出する。

(2) 前記の金額をこえる部分は、御所地区関係業者において負担するものとするが、現に御所地区に所在する奈良県家庭薬会館及び両協同組合の事務所は廃止することとし、それによって得られる処分代金は、この負担金に充当する。

第二 奈良県薬業会館は橿原市に所有する薬業会館建設予定地において建設する。

右の所要経費は四千五百万円とし、関係団体において拠出する。

第三 (1) 両協同組合の事務所は奈良県薬事指導所の敷地内において建設することを承認する。

(2) 会館及び事務所の建設費については県においても必要な補助金を新年度予算に計上して交付するように努める。

以上

出席者

奈良県製薬協同組合

細川 欣 勇(橿原地区)

梶谷 桂三 (高取地区)

赤尾健太郎 (高田北葛地区)

森本覚次郎 (御所地区)

田村 信一 (御所地区)

奈良県家庭薬配置商業協同組合

橋本 安一 (理事長)

米原 忠治 (副理事長)

安田松之助 (専務理事)

昭和四十四年一月二十五日

〔高田薬報・特報〕昭和四十四年二月

一八 奈良県薬業会館建設の紹介

昭和四十四年

薬業会館建設に際して

奈良県知事・奥田良三

合

奈良県の家庭薬は、千二百年の長い歴史と伝統によってその命脈を保ち、絶えず業界に活躍される皆さま方の努力が、「大和のくすり」としての声価を高め、現在の名

声と信頼を博して広く全国に販路を持つに至ったのであります。本県といたしましても、重要特殊産業の一つとして、斯業の発展については薬務行政を通じて特に考慮を払い、大いに力を入れてまいりたいと存じます。配置家庭薬業の盛衰は、一にかかってこれに従事される方々の活動如何によるものでありますから、販売に従事される方々には、先づ正しい医薬品の使用知識を大衆に普及宣伝するとともに、人命救済、傷害治療という尊い使命感に徹し、常に販売姿勢を正して、更に信頼される配置家庭薬として、わが国業界における最高峯としての地位を確保されるよう期待するものであります。来年の万国博覧会には、全国津々浦々から、「大和のくすり」の利用者が多数来県されることが予想されますが、本県業界待望の薬業会館も、丁度その頃には聖地橿原の地に立派に建設されていることと考えられ、奈良県薬業の威容を誇示し、益々信用を博するにまたとないよい機会と考え、よろこびに堪えません。近時の世相は、まことに混沌として、人心極度に疲弊し、心身の平衡鎮静のため、

各種の新薬が出現しておりますが、業者のみなさまには、いたらずに新しきを追い奇をてらうことなく、安全でよくきく真の家庭配置薬としての本領を発揮することに専念され、着実な研究による薬品の生産増加と本県業界の伸展と繁栄を祈念してやみません。

〔高田薬報〕昭和四十四年八月一日

一九 医薬品製造業者名簿

昭和四十六年

企業体名又は製造所名	代表者氏名
赤玉堂	西川由一
延命堂製薬所	吉田慶彦
田原兄弟社	田原市太郎
博心堂	石田源太郎
雪の元本店	藤本晋吉
岩崎釣鐘鳥居堂	米田正一
吉田養真堂	吉田諭市
三光製薬(有)	島岡勇

島岡製薬所	島岡義一
真誠堂製薬(株)	元根彦三郎
赤心製薬(株)	木田秀夫
関本増太郎製薬所	関本増太郎
全国薬品工業(株)	細川義三
大興製薬(株)	三浦修
大師製薬(株)	米田之俊
ダイヤ製薬	守金久一
端壮薬品工業(株)	中村幸茂
中田薬品産業(株)	中田善久
南都製薬(有)	西岡徳之
日新製薬(株)	米田利男
日本製薬(株)	宮本宗雄
七宝堂製薬所	井上嘉一郎
藤田博愛堂製薬(株)	藤田辰次郎
藤野製薬所	藤野源次
深井薬品工業(株)	深井末一
増田製薬(株)	増田弥内